

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高橋 はるみ

新十津川土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
就 任 平成30. 3. 15 理 事 高 橋 智 彦 樺戸郡新十津川町字大和121番地51

新えべつ土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
退 任 平成30. 3. 2 監 事 桐 生 克 美 江別市東野幌415番地の6

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(漁業管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	3
○森林法による通知に代える公示(2件)……………	(治山課)	4
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	4
○都市計画事業の認可……………	(都市環境課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	4
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正について……………	(調達課)	4
○特定調達契約に係る落札者等の告示……………	(調達課)	5

公 表

○水防法による洪水浸水想定指定……………	(維持管理防災課)	5
----------------------	-----------	---

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	5
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	7
----------------------------	---

告 示

北海道告示第263号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成30年4月3日

北海道告示第264号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) A重油 J I S 1種2号 | 719,000リットル |
| (2) 軽油 J I S 2号 | 825,000リットル |
| (3) 潤滑油 | |

- | | |
|----------------------|------------|
| ア シェルリムラF B 30又は同等品 | 18,000リットル |
| イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品 | 14,600リットル |

2 落札を決定した日

平成30年3月20日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|--------------------------------|
| (1) 氏 名 | 北海道エネルギー株式会社 |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 札幌市スクエアセンタービル |

4 落札金額

- | | |
|------|--------|
| (1) | 84.5円 |
| (2) | 96.4円 |
| (3)ア | 455.0円 |
| イ | 435.0円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月30日付け北海道告示第71号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名 称 | 北海道水産林務部水産局漁業管理課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |

北海道告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石西蓬萊81・83の1・153の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、77、79、103、104、105、108、109、113の1、154

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 釧路市音別町海光1丁目31の1・海光2丁目29の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 潮害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに釧路市役所及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市・山越郡長万部町・厚岸郡厚岸町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
厚岸町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 二海郡八雲町・檜山郡江差町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡美幌町・大空町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第269号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 芦別市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

芦別市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第270号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年北海道告示第210号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 中村 一三四 |
| (3) 掲 示 場 所 | 幕別町役場 |
| 2(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年北海道告示第210号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 毛利 賢藏 |
| (3) 掲 示 場 所 | 陸別町役場 |

北海道告示第271号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年北海道告示第230号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 石川 秀敏 |
| (3) 掲 示 場 所 | 小樽市役所 |
| 2(1) 通 知 の 内 容 | 平成30年北海道告示第230号 |
| (2) 所在が不分明な者 | 小沢 吉次郎、平良木 源助、堀内 勇、矢本 哲三 |
| (3) 掲 示 場 所 | 厚岸町役場 |

北海道告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------------|---|------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 道道 大沼公園鹿部線 | 茅部郡森町字赤井川252番897地先から
同群森町字赤井川252番876地先まで | 平成30. 4. 3 |

北海道告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・3・7号西7丁目通） |
| 3 事 業 施 行 期 間 | 平成30年4月3日から平成43年3月31日まで |
| 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） | 札幌市中央区南9条西6丁目、南10条西6丁目、南11条西6丁目、南12条西6丁目、南13条西6丁目、南14条西6丁目、南9条西7丁目、南10条西7丁目、南11条西7丁目、南12条西7丁目、南13条西7丁目及び南14条西7丁目地内 |

北海道告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・128号米里通） |
| 3 事 業 施 行 期 間 | 平成23年7月1日から平成35年3月31日まで |
| 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） | 変更なし |

北海道告示第275号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年4月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--|----------------------|
| 2 売りさばき人の項標津漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。 | |
| 岩内郡漁業協同組合 | 昭和44. 3.31 岩内郡漁業協同組合 |
| 2 売りさばき人の項落石漁業協同組合の事項を削り、同項札幌ウエスト株式会社の事項中「北海道立衛生研究所売店」を「札幌ウエスト株式会社本社」に改める。 | |

北海道告示第276号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年4月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 北海道本庁等コピー用紙（A4）ほか全4件 34,280箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） (2) 北海道本庁等コピー用紙（A3）ほか全4件 1,390箱（1箱（500枚／冊×3冊入）） (3) 北海道本庁等コピー用紙（B4） 160箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） 2 落札を決定した日 平成30年3月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(2) ア 氏 名 トッパン・フォームズ株式会社 イ 住 所 東京都港区東新橋1丁目7番3号 (2) 1の(3) ア 氏 名 大丸株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 1,100円 (2) 1,400円 (3) 2,150円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年1月26日付け北海道告示第67号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成30年4月3日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>水 系 名</th><th>河川名</th><th>閲 覧 場 所</th></tr><tr><td>二級河川松倉川</td><td>松倉川</td><td>北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課</td></tr><tr><td>同</td><td>鮫 川</td><td>同</td></tr><tr><td>一級河川常呂川</td><td>無加川</td><td>北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び北見出張所</td></tr><tr><td>同</td><td>小町川</td><td>同</td></tr><tr><td>二級河川尾幌川</td><td>尾幌川</td><td>北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び厚岸出張所</td></tr><tr><td>二級河川標津川</td><td>標津川</td><td>北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び中標津出張所</td></tr></table>	水 系 名	河川名	閲 覧 場 所	二級河川松倉川	松倉川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課	同	鮫 川	同	一級河川常呂川	無加川	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び北見出張所	同	小町川	同	二級河川尾幌川	尾幌川	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び厚岸出張所	二級河川標津川	標津川	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び中標津出張所
水 系 名	河川名	閲 覧 場 所																				
二級河川松倉川	松倉川	北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課																				
同	鮫 川	同																				
一級河川常呂川	無加川	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び北見出張所																				
同	小町川	同																				
二級河川尾幌川	尾幌川	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び厚岸出張所																				
二級河川標津川	標津川	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課及び中標津出張所																				
総合振興局告示及び振興局告示																						
北海道渡島総合振興局告示第64号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年4月3日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 自動車（公共応急作業車）の賃貸借 1台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 入札説明書による。 (4) 契 約 期 間 平成30年11月2日から平成36年10月23日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (5) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第																						

- 15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年4月3日（火）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成30年5月22日（火）午後2時（送付による場合は、同月21日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達のうち最初の契約に係る入札の公告

- 平成30年2月16日付け北海道渡島総合振興局告示第25号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9608
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 22, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than May 21, 2018)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道オホーツク総合振興局告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月3日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

小型乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）

2 落札者を決定した日

平成30年1月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 オホーツクスズキ販売株式会社

(2) 住 所 北見市東相内町663番地4

4 落札金額

1,350,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月5日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

- (8) A重油（H地区）（J I S 1種2号） 255,000リットル
- (9) A重油（I地区）（J I S 1種2号） 255,000リットル
- (10) A重油（J地区）（J I S 1種2号） 293,000リットル
- (11) A重油（K地区）（J I S 1種2号） 293,000リットル
- (12) A重油（L地区）（J I S 1種2号） 392,000リットル
- (13) A重油（M地区）（J I S 1種2号） 234,000リットル
- (14) A重油（N地区）（J I S 1種2号） 279,000リットル
- (15) A重油（O地区）（J I S 1種2号） 218,000リットル
- (16) A重油（P地区）（J I S 1種2号） 285,000リットル

2 落札を決定した日

平成30年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(6)まで、(8)から(11)まで、(13)及び(16)

ア 氏 名 札幌第一興産株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北4条西16丁目1番地

(2) 1の(7)及び(14)

ア 氏 名 株式会社常盤興産

イ 住 所 北広島市大曲幸町2丁目3番地12

(3) 1の(12)及び(15)

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

4 契約単価

- (1) 59円60銭
- (2) 59円60銭
- (3) 59円20銭
- (4) 59円20銭
- (5) 59円20銭
- (6) 59円20銭
- (7) 59円15銭
- (8) 59円20銭
- (9) 59円20銭
- (10) 59円20銭
- (11) 59円20銭
- (12) 60円50銭
- (13) 59円20銭

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月3日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 淵 隆

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油（A地区）（J I S 1種1号） 225,000リットル
- (2) A重油（B地区）（J I S 1種1号） 208,000リットル
- (3) A重油（C地区）（J I S 1種2号） 230,000リットル
- (4) A重油（D地区）（J I S 1種2号） 278,000リットル
- (5) A重油（E地区）（J I S 1種2号） 268,000リットル
- (6) A重油（F地区）（J I S 1種2号） 289,000リットル
- (7) A重油（G地区）（J I S 1種2号） 299,000リットル

- (14) 59円15銭
(15) 59円80銭
(16) 59円60銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年1月26日付け北海道教育庁石狩教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第36号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月3日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 随意契約に係る特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約

ア Aコース（1日3便）	65日
イ Aコース（1日2便）	99日
ウ Bコース（1日3便）	65日
エ Bコース（1日2便）	99日
オ Cコース（1日3便）	65日
カ Cコース（1日2便）	139日
キ ADコース（1日3便）	40日
ク BEコース（1日3便）	40日

(2) 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約

ア Aコース（1日3便）	116日
イ Aコース（1日2便）	89日
ウ Bコース（1日3便）	116日
エ Bコース（1日2便）	89日

2 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月14日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 有限会社大沼交通
イ 住 所 亀田郡七飯町字大沼町278番地の6

- (2)ア 氏 名 函館バス株式会社
イ 住 所 函館市高盛町10番1号

4 随意契約に係る契約金額

(1)ア Aコース（1日3便）	91,260円
イ Aコース（1日2便）	70,524円
ウ Bコース（1日3便）	91,260円
エ Bコース（1日2便）	70,524円
オ Cコース（1日3便）	91,260円
カ Cコース（1日2便）	65,556円
キ ADコース（1日3便）	84,888円
ク BEコース（1日3便）	86,292円
(2)ア Aコース（1日3便）	65,340円
イ Aコース（1日2便）	53,784円
ウ Bコース（1日3便）	63,828円
エ Bコース（1日2便）	52,380円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号